

岩手県野球協会役員の年齢に関する内規

第1条 この内規は、岩手県野球協会規約（昭和24年1月1日施行）第11条に規定する役員の年齢に関して、必要事項を定めるものとする。

第2条 役員は、その就任時において、年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、在任期間中にその年齢に到達した場合は、この限りではない。

第3条 年齢の基準日は、毎年1月1日とする。

第4条 この内規は、理事会において改廃することができる。

附 則

この内規は、令和3年2月28日から施行する。

（令和6年11月30日 一部改正）